



ライオンズクラブ国際協会  
335C地区 6R1Z  
大津びわこ比叡ライオンズクラブ会則

第1条 目的

この規定は、大津びわこ比叡ライオンズクラブ（以下「当クラブ」という。）で採択しているライオンズクラブ国際協会発行の『会則および付則』の最新標準版に規定されていない細則について別途に定める 当クラブのクラブ規定とし、クラブ運営の円滑をはかることを目的とする。

第2条 事務局

当クラブの事務局は、大津市栗津町4-7石山駅前近江鉄道ビル5階とする。

第3条 例会場

当クラブの例会場は、琵琶湖ホテルとし、移動例会については理事会の承認を得るものとする。

第4条 例会日時

当クラブの例会は、毎月第二、第四の火曜日午後6時00分から7時30分とする。ただし理事会にて事前に承認された場合は、その限りではない。

第5条 顧問

- (1) 会長は必要に応じて若干名置くことが出来る。
- (2) 会長は顧問を会長経験者の会員の中から推薦することができ、理事会においてこれを選任する。
- (3) 顧問は役員を兼務、または委員会の構成員となることが出来ない。
- (4) 顧問はその経験を生かして会長の諮問に応え、理事会及び各種会議に出席し、助言を述べることが出来る。

第6条 理事会

- (1) 理事会は、会長が招集することが出来る。また理事が会長に対して召集の請求をすることができる。
- (2) 理事会の構成員は会長、前会長、第一会長、幹事、会計、支部コーディネーター（任命された場合）およびすべての選出された理事とする。
- (3) 理事会のいかなる会議においても、構成員の過半数をもって定足数に達したとみなされる。他に特に規定される場合を除き、理事会の会議に出席した構成員の過半数の決議は、理事会全体の決議となる。

第7条 入会

- (1) 当クラブの入会は、会員の推薦により、入会申込書の提出と、理事会の承認を得た者とする。
- (2) 他ライオンズクラブより当クラブへの移籍については、当クラブのメンバーとしての資質の確認をした上で理事会の承認と所定の手続きを要する。

第8条 入会金

当クラブの入会金は、無しとする。

第9条 会費

会費は月会費とし、次の通りとする。

- (1) 正会員 22,000円 (会費 15,000円 食事会費 7,000円)
- (2) 不在会員 3ヶ月 10,000円
- (3) 優待会員
- (4) 家族会員 国際協会、複合協会の会費

## 第10条 会費、登録料、ドネーションの徴収

当クラブの会費徴収の取扱方法は、次の通りとする。

- (1) 口座振替の場合、毎月25日に指定した口座より引落としされる。
- (2) 口座振込の場合、クラブ銀行口座へ会員が振込する。  
3ヶ月ごとの振込みでの支払いを希望の場合は、事務局より請求書を発行する。
- (3) 現金支払いの場合、例会時に事務局へ持参する。

## 第11条 慶弔規定

当クラブの慶弔規定は、次の通りとする。

### 第1項 祝金、又は記念品、及び感謝状の贈呈

- (1) 本人の叙勲、あるいはクラブの名誉高揚に貢献した時。
- (2) 終身会員と認められた時。
- (3) 会員が結婚をした時。
- (4) その他、クラブの業績に特別寄与したと認められる時。

### 第2項 弔慰金・香典・花環の謹呈

- (1) 弔慰金 本人が、クラブの公式行事に於いて事故又は災難により死亡した時は、  
200,000円を弔慰金とする。

#### (2) 香典

本人死亡 30,000円  
配偶者死亡 20,000円  
父母及び同居親族の死亡 10,000円

#### (3) 供花

本人死亡 22,000円内

#### (4) 見舞金

本人が病気、怪我により7日以上入院した時。 10,000円

#### (5) 災害見舞金

会長及び幹事が状況を見て判断し、都度理事会で承認を得る。

### 第3項 クラブ旗貸出

会員より「クラブ旗」の貸出依頼があった場合はこれを認める。それ以外の場合は会長が実情に応じて判断する。

## 第12条 終身会員規定

当クラブの終身会員は次の通りとする。

### 第1項 資格

- (1) 20年以上継続して正会員であり、所属クラブ、その地域社会もしくは国際協会に対し、会員としてその功績の著しい者。
- (2) 15年以上継続して正会員であり、少なくとも70歳に達している者。
- (3) 病気で重態である者。

\*付則 『功績の著しい者』とは、下記のいずれかに該当する者を言う。

- イ. 国際協会から表彰された者。
- ロ. 本クラブの会長、幹事又は会計を務めた者。
- ハ. 地区の役員を務めた者。
- ニ. その他、功績が著しいとクラブ理事会が認めた者。

### 第2項 手続

- (1) 第12条第1項該当者は、クラブ会長に終身会員となる事を申し出ることが出来る。
- (2) クラブ会長は、終身会員となる事を申し出た会員について次の理事会に提案し、推薦を求める。

### 第3項 権利・義務（国際付則・第1条第7項に規定されている。）

- (1) 終身会員は、第12条・第1項の(3)を除いては、正会員と同一の権利と義務を有する。

## 第13条 家族会員規定

当クラブの家族会員は次の通りとする。

#### 第1項 資格

- (1) 血縁関係、婚姻関係、または法律上の他の縁戚関係による同一世帯に住む家族全員が含まれる。

#### 第2項 手続

- (1) 既にライオンズの会員となっている家族が所属するクラブへ入会を希望すれば、誰でも入会する事ができる。
- (2) 新会員として入会する家族は、招請を受けクラブの理事会の承認を受けなければならない。

#### 第3項 権利と義務

- (1) 正会員としての全ての権利を有するとともに、全ての義務を負う。

### 第14条 賛助会員規定

当クラブの賛助会員は次の通りとする。

#### 第1項 資格

- (1) 現状においては、クラブ正会員として全面的に活動できないが、クラブとその奉仕活動を支持し、クラブを賛助したい、少なくとも70歳に達している地域社会の優れた人物。
- (2) 70才には満たないが、病気等のやむを得ない事由のある者。

#### 第2項 手続

- (1) 第14条第1項(1)(2)該当者は、クラブ会長に賛助会員となる事を申し出ることが出来る。
- (2) 会員は、クラブ会長に賛助会員としての資格が有ると思われる、入会希望者を推薦する事が出来る。
- (3) クラブ会長は、賛助会員となる事を申し出た会員及び推薦された人物について、理事会に提案し、承認を後、所定の手続きを経た者とする。

\*付則 所定の手続きとは、1) 入会申込書 2) 身上書(現会員は不要)  
3) 会員資格の変更届(現会員のみ必要)

#### 第3項 権利・義務

- (1) 自ら出席する会議に於いて、クラブの事項に対する投票権を持つ。
- (2) 地区大会又は国際大会の代議員になることは出来ない。
- (3) クラブの委員になることはできるが、役員になることは出来ない。
- (4) 地区、複合地区、国際協会の役員並びに委員に就くことは出来ない。
- (5) 地区会費、複合地区会費、国際会費そのクラブの課す会費を払わなければならない。

### 第15条 派遣費用規定

当クラブの派遣費用は次に定めるものとする。

- (1) 地区役員に支払われる費用
- (2) 登録料、各種会議費及び地区より領収書の発行される費用。
- (3) 他団体より出席要請があるCN記念式典、公式ゴルフ大会の登録料及び賞品の費用。

### 第16条 会則改訂

本会則の改訂・改正は理事会で発議、検討、決議をし、クラブ例会に上程、出席した会員の過半数の賛同を必要とする。

#### 附 則

この会則は、2026年4月1日から施行する。